

宇和島市新エネルギー設備等導入費補助金【エネファーム】
申請用チェックシート

【確認事項】 次のすべてが揃っていること。

チェック	
<input type="checkbox"/>	①補助金交付申請書（様式第1号）
<input type="checkbox"/>	（ア）記載モレ、押印モレはありませんか。 ※押印は様式第1号に2箇所あります。
<input type="checkbox"/>	（イ）申請者の住所氏名が住民票の記載内容と一致していますか。
<input type="checkbox"/>	（ウ）宇和島市への申請日がシステムの引渡日から起算して30日以内ですか。 ※システムの保証書に記載されているシステム引渡日を記入してください。
<input type="checkbox"/>	（オ）補助金申請額に誤りはありませんか。
<input type="checkbox"/>	（エ）設置したシステムは国が実施する民生用燃料電池導入支援事業費補助金における補助対象システムであり、かつ、補助対象経費が国の定める据切価格以下ですか。 ※(一社)燃料電池普及促進協会のHPで確認してください。
<input type="checkbox"/>	（カ）システムを設置した建物の所有者又は納税義務者全員から同意を得ていますか。 ※当該建物が申請者の単独所有でない場合は、所有者又は納税義務者全員から同意を得る必要があります。
<input type="checkbox"/>	②工事契約書又は売買契約書の写し
<input type="checkbox"/>	（ア）発注者として申請者の氏名の記載がありますか。
<input type="checkbox"/>	（イ）システムの設置についての記載がありますか。 ※システム設置費についての記載がない場合は、見積書等を添付して下さい。
<input type="checkbox"/>	③領収証の写し
<input type="checkbox"/>	（ア）②の契約書中の販売業者と相違ありませんか。
<input type="checkbox"/>	（イ）②の契約書中の請負代金又は売買代金と相違ありませんか。
<input type="checkbox"/>	（ウ）領収年月日の記載がありますか。
<input type="checkbox"/>	④領収内訳書
<input type="checkbox"/>	（ア）販売業者が作成し、記名（押印）していますか。
<input type="checkbox"/>	（イ）補助対象経費(税抜)の計算に誤りはありませんか。 ※補助対象経費は「燃料電池ユニット、貯湯ユニット、付属品他、配線・配線器具の購入・据付、配管・配管器具の購入・据付、上記工事に付随する費用」です。

	<input type="checkbox"/>	(ウ) ③の領収金額と相違ありませんか。
<input type="checkbox"/>		⑤設置状況の分かるカラー写真 ※当該建物の全体写真、システムの全体写真、銘板写真は必ず必要です。
<input type="checkbox"/>		⑥申請者の世帯全員の住民票の写し
	<input type="checkbox"/>	(ア) 続柄が記載されていますか。
	<input type="checkbox"/>	(イ) 発行から3ヶ月以内のものでしょうか。
<input type="checkbox"/>		⑦市税等を滞納していない証明書の写し ※宇和島市納税課が交付する「納税・納付証明書」。 課税されていない場合は、宇和島市税務課が交付する「非課税証明書」。
	<input type="checkbox"/>	(ア) 発行から3ヶ月以内のものでしょうか。
<input type="checkbox"/>		⑧設置した建物の所有者等を証明する書類 ※システムを設置した建物の所有者又は納税義務者を証明する書類（建物の全部事項証明書、固定資産税課税明細書、固定資産公課証明書等）の原本をご持参ください。原本はコピーしてお返しします。
<input type="checkbox"/>		⑨電力系統連系に係る契約締結を証明する書類又はこれに準ずるものの写し ※電力会社が発行する「系統連系に係る契約締結のご案内」、「当社送電システムへの発電設備の連系承認について」、電灯申込書（一般送配電事業者が証明するもの）などの写しを提出してください。
<input type="checkbox"/>		⑩システムの保証書の写し
	<input type="checkbox"/>	(ア) システムの引渡日、メーカー・型式番号・製造番号、設置者の住所・氏名が記載されていますか。
<input type="checkbox"/>		⑪居住割合を示す書類 ※店舗等兼用住宅の場合は、居住の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上を占めていることを証明する住宅平面図等の提出が必要です。

【申請から補助金交付までの流れ】

1. 申請書類に不備がなければ、交付決定通知書が届きます。
2. 「交付請求書（様式第3号）」（市に振込指定口座の登録がない場合は「債権者登録名簿」もあわせて）に必要な事項をご記入のうえ提出してください。
3. おおむね1ヶ月程度でご指定の口座に補助金が振り込まれます。（お振込日のお知らせはいたしません。）